

■報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

中学校の部活動中に発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

■報告第 号

【内容】

発生場所	四万十町大正中学校プール横駐車場
概 要	平成28年8月8日午前11時00分頃、大正中学校ソフトボール部が同校グラウンドで紅白戦を行っていた際、打球が防球ネットを越えプール横の駐車場に駐車していた車のフロントガラスを直撃し、車体を損傷した。
専決処分日	平成28年9月27日
賠償金額	金106,600円 内訳（車両修理費用）
相手方	住所 （略） 氏名 （略）

大正中学校グラウンド



打球が ○ のあたりを越えてグラウンドの外へ



被害車両の駐車位置



ボールが  付近に駐車していた車を直撃
被害車両

